

新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援について

【学内奨学金】

・大阪芸術大学学生支援緊急給付金

（目的）新型コロナウイルス感染症の拡大及びそれに伴う国や行政による緊急事態宣言等の影響が学生の学修環境や生活に及ぼした影響を鑑み、支援金を給付して学修・生活の一助とします。

（金額）5万円

・大阪芸術大学緊急奨学金（家計急変者）

（目的）新型コロナウイルス感染症の拡大及びそれに伴う国や行政による緊急事態宣言等の影響で世帯家計が急変し、学業継続が困難で緊急性が高い者に緊急奨学金を支給します。

（金額）20万円を上限として審査により決定します。

※詳細は大阪芸大 UNIPA にてお知らせします。

※これらの他にも既存の奨学金制度「授業料3割減免制度」や「学費延納」制度がございますのでご活用ください。

【国・日本学生支援機構奨学金】

・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円です。支給要件は家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどです。学内募集について大阪芸大 UNIPA でお知らせします。

→WEB サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

・給付奨学金（家計急変の採用）

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生の給付奨学金の申し込みを随時受け付けています。給付奨学金及び授業料減免を受けることができます。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

→WEB サイト https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

・貸与奨学金（緊急・応急採用）

保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合は随時受付をしています。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込

みにより審査されます。第一種奨学金は月額 2～6.4 万円（自宅・自宅外，学校種ごとに貸与月額は異なります。），第二種奨学金は月額 2～12 万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%，[利率固定方式]0.070%（令和 2 年 3 月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。対象となりそうかどうかは，進学資金シミュレーターで確認することができます。

→WEB サイト https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

【教育ローン】

・本学提携の教育ローン「オリコ学費サポートプラン」
信販会社から「大学」へ学費を直接振り込みます。制度の内容・金利・手続き等の詳細は、サポートデスクに直接お問い合わせください。利用する場合は、十分に比較検討し、確実な返済計画を立てたうえでお申込ください。

→オリコ 学費サポートデスク 0120-517-325

→WEB サイト <https://orico-web.jp/gakuhi/index.html?do=confirm>

・国の教育ローン

「国の教育ローン」は、日本政策金融公庫による教育に必要な資金を融資する公的な制度です。詳細は、各支店、または下記教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

→教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656

→WEB サイト <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

【その他の公的支援】 修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度

・特別定額給付金

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行います。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

→特別定額給付金コールセンター 0120-260020

（フリーダイヤル応答時間帯：平日、休日問わず 9:00～18:30）

→WEBサイト <https://kyufukin.soumu.go.jp/>

・生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付等の特例貸付）

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、

無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

・生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月 6.5 万円以内（大学の場合）で貸付を受けられる制度です。

また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

・母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料，被服費等に必要な資金に充てる資金として，無利子・59 万円以内（私立大学の場合），②大学等に就学するための授業料，書籍代，交通費，生活費等に必要な資金に充てる資金として，無利子・月 14.6 万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当